

入札説明書

件名：

ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築事業における
「研修事業」運営等業務

令和5年10月

この入札説明書は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令、本件調達に係る入札公告のほか、文部科学省が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 支出負担行為担当官 | 文部科学省国際統括官 渡辺 正実 |
| (2) 所属部局名 | 文部科学省国際統括官付 |
| (3) 所在地 | 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 |

2 調達内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業の名称 | ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築事業における「研修事業」運営等業務 |
|-----------|---|

- (2) 事業の内容 別紙2仕様書による。

- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日

- (4) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙1の契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、本件業務等に関する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。

- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）

- (5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

- (6) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のB、C、D等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

文部科学省における競争参加資格に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房会計課総務班企画渉外係

TEL 03-5253-4111 (内線2213)

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した要求要件を履行できることを証明する書類
(以下「履行できることを証明する書類」という。) 及び契約書別添1業務計画書の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省国際統括官付企画係

TEL 03-5253-4111 内線4734

E-mail mow-secretariat@mext.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

日 時 令和5年11月1日（水）13：30

場 所 オンライン

参加方法 入札説明会に参加を希望する場合は令和5年10月31日（火）18：00までに
下記宛先にメールにて申し込みすること

- ・宛 先：mow-secretariat@mext.go.jp
- ・件 名：ユネスコ「世界の記憶」に関する国内推進体制の構築事業における「研修事業」
運営等入札説明会
- ・記載内容：参加者氏名、所属、連絡先（メールアドレス、電話番号）

(3) 入札書の受領期限

令和5年11月15日（水）13：00

上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

(4) 入札書の提出方法

競争加入者等は、別紙1の契約書（案）、別紙2の仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

① 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、入札書の受領期限までに契約書書面により提出すること。

② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙3の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月22日開札〔入札件名〕の入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。

※（3）の受領期限必着とするため留意すること

※4（1）に記載の部署名を漏れなく記載すること

※郵送上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

（ア）入札件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

③ メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙5の誓約書を提出しなければならない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの

②調達件名及び入札金額のないもの

③競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの

④代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤調達件名に重大な誤りのあるもの

⑥入札金額の記載が不明確なもの

⑦入札金額の記載を訂正したもの

⑧入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの

⑩入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑪国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときのもの

⑫独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑬上記（4）⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつた者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない。）

⑭その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

①代理人が入札する場合は、入札時までに別紙4の代理委任状を提出しなければならない。

②競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

日 時 令和5年11月22日（水）13：30

場 所 文部科学省国際課応接室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかつた者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札に参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封入した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の（3）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
 - ④ 競争加入者等は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙様式により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び入札公告及び入札説明書に示した履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに、支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

(6) 支払条件 別紙1委託契約書（案）のとおりとする。

(7) 入札件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
- ② 検査終了後、請負期間中において、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(8) その他詳細規定

競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(9) 仕様書等の照会先

別紙仕様書に関する問い合わせ先・照会先は以下のとおり。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省国際統括官付企画係

E-mail mow-secretariat@mext.go.jp

TEL 03-5253-4111 (内線4734)